

古商発第478号
2024年2月15日

会 員 各 位

古川商工会議所
会頭 村田 秀彦
〔公印省略〕

「令和6年能登半島地震」災害義援金ご協力方お願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

去る1月1日午後4時10分、石川県能登半島地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生しました。最大震度7を観測して以降、幾度となく強い余震に見舞われており、多くの皆様が避難生活を余儀なくされております。また、地震による大規模火災、土砂災害、家屋倒壊など、この地震がもたらした被害は甚大なものとなっており、国は激甚災害「本激」に指定することを決定しました。

この度の災害でお亡くなりになりました皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧・復興を衷心よりご祈念いたします。

この災害において、被災者の生活はもとより、主要産業の拠点が打撃を受け、被災地を越えて全国的なサプライチェーン等への影響など、石川県、富山県をはじめとする北陸経済のみならず、わが国経済への影響も大きく懸念されます。

このような中で、日本商工会議所では、被災地、被災事業者、被災商工会議所の復旧・復興を支援するため、義援金を募ることとしており、当所といたしましても、東日本大震災における支援への感謝の意も込め、義援金を募り被災地を支援いたしたいと存じます。

つきましては、当義援金も含め、すでにそれぞれのお立場で義援金のご協力をされておられる方も多いかと存じますが、上記趣旨をご賢察いただき、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 寄贈先および寄贈額

- (1) 古川商工会議所に集められた義援金は、日本商工会議所を通じて、被災地の商工会議所に寄贈いたします。
- (2) 寄贈先商工会議所および寄贈額については、被害状況などを勘案し、日本商工会議所常議員会で決定いたします。
- (3) 本義援金は、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業等に活用いただく予定です。

2. お申込み

ご支援いただけます場合には、誠に恐縮とは存じますが、別紙「令和6年能登半島地震義援金振込連絡票」に、募金口数（1口：10,000円）ほか必要事項をご記入の上、FAX（0229-24-2820）にて**3月5日（火）までに**ご返信いただきますとともに、**3月15日（金）までに**別紙口座までお振込みいただきますようお願い申し上げます。

3. その他、当所窓口にも募金箱を設置しております。お心を頂戴できれば幸いです。

※なお、期限を過ぎて頂戴しました義援金につきましては、日本赤十字社等を経由して被災地にお送りする場合もございます。

担当 総務管理部 佐藤

TEL0229-24-0055

古川商工会議所総務管理部行（お申し込みは3月5日（火）まで）

Fax 0229-24-2820

令和6年能登半島地震義援金募金

申 込 書

事業所名 _____

標記義援金について下記のとおり申し込みます。

_____ 円

※振込予定日： _____ 月 _____ 日

ご担当者 _____

ご連絡先 _____

■ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として3月15日（金）までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

■寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,500万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（区市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

■領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。

■振込先口座 七十七銀行（金融機関コード：0125）古川支店（支店コード：603）普通預金 0201791

「古川商工会議所 専務理事 菅原 貞一（すがわら ていいち）」